

令和2年度広島県農業関係施策検討会議議事概要

I 日 時 令和2年6月9日(火) 9:30~12:00

II 場 所 広島県庁 本館4階 海区委員会室 (広島市中区基町10番52号)

III 出席委員 細野委員(議長), 佐久間委員, 西原委員, 篠原委員, 草野委員

IV 議 題 1 日本型直接支払制度について

- (1) 中山間地域等直接支払交付金
- (2) 多面的機能支払交付金
- (3) 環境保全型農業直接支払交付金

2 強い農業・担い手づくり総合支援交付金について

- (1) 強い農業・担い手づくり総合支援交付金の概要
- (2) 集出荷貯蔵施設整備事業(果樹:梨)

3 令和元年度消費・安全対策交付金について

- (1) 消費・安全対策交付金の概要
- (2) 家畜衛生の推進
- (3) 農薬の適正使用等の総合的な推進, 重要病害虫の特別防除等
- (4) 水産物の安全の確保, 養殖衛生管理体制の整備

4 産地生産基盤パワーアップ事業について

- (1) 事業の概要と事業実施地区一覧
- (2) 事業を活用した露地野菜産地の拡大について

V 担当部署 広島県農林水産局農業経営発展課

電話 (082) 513-3591

VI 会議内容

1 日本型直接支払制度について

日本型直接支払制度は農業農村の多面的機能の維持発揮を図るもので、多面的機能直接支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支援の3つの交付金により構成されている。広島県はひろしま未来チャレンジビジョン農林水産業アクションプログラム（第Ⅱ期）に取り組んでおり、その中で日本型直接支払制度は、豊かな地域づくりのうち、持続的な農業生産活動の実現、地域ぐるみの共同活動を推進するしくみづくりへ位置づけられ、各地域で取り組みが進められている。

（1）中山間地域等直接支払交付金

令和元年度における実施状況等について

中山間地域等直接支払事業は広島県内23市町のうち18市町で取り組まれている。

広島県内の協定数は1,624協定、面積は21,176haであり、9割以上が集落協定で占められている。令和元年度の交付金額は広島県全体で約27億5千万円となっている。

この直接支払い制度は共同取組活動と個別支払に分かれているが、共同取組活動等のうち、農業生産活動等を継続するための活動を実施すると基礎単価（単価の8割）の交付がされる。ほとんどの協定で共同取組活動として、水路や農道等の管理に取り組んでいる。

10割単価の交付を受けるには基礎単価8割の活動に加え、体制整備のための前向きな活動に取り組む必要がある。現状はC要件と言われる「集団的かつ持続可能な体制整備」に取り組む集落協定が多い。これは活動の継続が困難となった場合に備えて、継続できる体制の構築に取り組むものである。

直近5年間の取組の推移については、3期から4期対策の期変わりのときに高齢で継続が難しいと考え辞めるところがあり一旦減少したが、その後微増ではあるが協定数と協定面積は増えている。

中山間地域等直接支払事業に係る広島県特認基準については本委員会に諮る必要があるため、提起を行った。変更内容としては農林統計上の中山間地域の農林統計に用いる年度が5年毎に変更となるため、年度表記を削除するものである。検討の結果、承認された。

また、令和2年度から新しく5期対策となることから、パンフレットを用いて説明を行った。主な変更内容としては、①体制整備単価（10割単価）の要件を「集落戦略の作成」に一本化すること。②「集落機能強化加算」、「生産性向上加算」を新設するとともに、「集

落協定広域化加算」を拡充すること。③対象地域に「指定棚田地域」を追加し、「棚田地域振興活動加算」を新設すること。④農業生産活動等の継続ができなくなった場合の遡及返還の対象農用地を協定農用地全体から当該農用地に見直しすること。である。

(2) 多面的機能支払交付金

基本的に中山間地域等直接支払は急傾斜地が対象であるが、多面的機能支払交付金は全域、農振農用地であれば取り組めることとなっている。

多面的機能支払交付金は農地維持支払交付金と資源向上支払交付金からなっている。

農地や水路、農道等の維持管理や質的向上を集落の農家、非農家が共同活動を実施することに対し交付金を交付する。

県内での取組面積は 18,436ha であり県内 17 市町で取り組んでいる。また、県内の農振農用地面積は 52,788ha であり、カバー率は 34.9%となっている。

平成 26 年度から多面的機能支払交付金が創設され大きく取組面積が伸びたが、その後は鈍化傾向にある。令和元年度は 17 市町、活動組織は 793、取組面積が 18,436ha、交付金額が 11 億 16 百万円となっている。

(3) 環境保全型農業直接支払交付金

この交付金の目的は、日本型直接支払い制度の 1 つとして、農業・農村の多面的機能の発揮の促進を図る地域活動等に対して支援をおこなうものである。

事業内容について、まず、対象者は複数の農業者等による任意組織となっている。また、一定の条件を満たすことによって単独農業者も対象とすることができる。

対象者の要件は、主作物について販売を目的に生産していること、及び平成 30 年度からは国際水準 G A P を実施していることとなっている。

対象農地は、農業振興地域内の農地及び生産緑地地区内の農地だが、生産緑地地区内の農地の対象はない。

事業要件は、自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進するための活動を実施することとなっている。その例として、技術マニュアルや普及啓発資料などの作成・配布、あるいは地域住民等との田植え・或いは収穫等の農作業体験等を通じた交流会の開催などがある。

対象の取組及び単価は、令和 2 年度から第 2 期対策となり変更されており、化学肥料、

化学合成農薬を県の慣行レベルから5割以上低減する取組と合わせて行う取組として、これまでの堆肥の施用、カバークロップに加えて、リビングマルチ、草生栽培、不耕起播種、長期中干、秋耕及び有機農業の取組に対して、それぞれ設定された単価での交付を予定している。

令和元年度の実績は、県内では64件、518haの取組に対して、交付金として2,645万円強を交付した。

令和2年度の計画は、堆肥の施用36件、カバークロップの取組が7件、有機農業の取組のうち炭素貯留効果の高い有機農業が23件、その他雑穀等や飼料作物が1件で、合計面積596ha、交付金3,695万円を見込んでいる。

参考資料として、令和元年度の市町ごとの取組面積の実績を記載している。交付額の大きいところでは庄原市の取組で143haとなっている。

質 疑

委 員 中山間地域直接支払制度は令和2年度からA、B、C要件が一本化されたということか？10割単価があるということは、1割単価もあるのか？

事務局 基本的な維持管理を行うと、8割の単価を交付することとなっており、A、B、C要件の前向きな取組を行うと10割単価を交付するというものになっている。

委 員 通常の管理でも8割単価は交付されるのか？

事務局 そのとおりです。本年度から第5期対策となり、集落戦略を策定したら10割単価を交付するという制度に変更される。

委 員 居住地域では、非農業従事者でも草刈等の維持活動を行うと日当が支払える制度があると聞いたことがある。第5期対策では集落戦略を策定しなければならないと知った。非農業従事者でも活動に取り組むことで交付されると認識していたが、交付されないことが分かった。

事務局 似たような制度で中山間地域直接等直接支払交付金事業と多面的機能支払交付金事業がある。中山間地域等直接支払交付金は基本的には農業従事者に支払うものであって、所得補償という色が強い。多面的機能支払交付金は平地、急傾斜にも対応しており農業従事者、非農業従事者を含めて地域を守る活動に支払われるもので、おそらく活動に参加すると日当をもらっていると思われる。

委 員 棚田振興法が本年度から始まったと聞いた。元々、急傾斜地も対象となっていた

が、更に棚田振興法の認定を受けると追加で更に上乗せして補助をうけられると認識した。その時に定量的な目標設定が必要と記載があるが、棚田活動における定量的な目標とはどのようなものが考えられるのか？

事務局 棚田振興活動で何人にするとか、石積保全活動を何 ha 行うとかそのような目標を1つ以上掲げていただくこととなる。

委員 各集落毎に目標を立てることができるのか？目標の基準はあるのか？

事務局 指定棚田地域に認定されて、活動計画が承認される。中山間地域等直接支払交付金で加算を受けたい活動組織が、加算を申請するようになっている。今年度においては本県で1市町くらいが検討中である。

委員 町単位で申請されるのか、協定単位か？

事務局 活動計画を提出して、国で承認されたら、中山間地域等直接支払で加算を申請できるようになる。まだ、指標がまだ示されておらず、国が承認するので、どのレベルで承認するかはわかっていない。他県を参考にしながら進めていくこととしたい。

委員 棚田地域は高齢化が進んでおり、見合った活動ができなく疲弊していき、反対に持続性が急激に下がる懸念がある。

事務局 棚田加算が難しければ他の加算を検討していく必要があるかもしれない。指標が示され次第、周知させていただきたい

委員 多面的機能支払交付金の課題で事務処理を担う人材が不足していることとあったが、どのような対策をされているのか？

事務局 高齢化等で細かい事務を担うのが大変なことが課題の1つとなっており、事務を委託することができるようになっている。また、外部から担い手を参入させること等を推進している。

委員 解消されていくか？

事務局 事務でいえば解消されていくと思う。

委員 書類をかなり簡素化すればよいのではないか？

事務局 平成19年度くらいからこの事業は実施されており、簡素化もかなり進んでいるが、補助事業なので最低限確認できる資料等の作成が必要なため、その資料の作成は活動組織に作成していただかなければならない。

委員 事務を簡素化しすぎると、5年後、10年後の長期的視野に立てなくなる。そのため、最低限考える資料としては必要だと思う。

委員 棚田振興法，審査は国がするとのことであるが，地域を知らない人が審査するのは難しいと思う。県が承認することはできないのか？国が審査して承認されないことは無いのか？

事務局 市町からこの地域を指定して欲しいと提出され，県も確認・審査して国に報告することになっている。国も第三者委員会があり，内容の精査を求められることはあるとおもうが，承認されないことは無いと思われる。

2 強い農業・担い手づくり総合支援交付金について

(1) 強い農業・担い手づくり総合支援交付金の概要

日本の農業は高齢化等により右肩下がりになっている中で，将来を見据えて産地の強化を図ろうとする際に活用できる国庫補助金である。この事業は，国から都道府県を經由して農業者等へ補助金が流れるパターン（都道府県向け交付金）と直接農業者に渡るパターンがある。都道府県向け交付金の場合を抜粋して説明する。事業内容としては3タイプある。1つ目は産地で中心的な役割を果たしている農業法人等が活用される産地基幹施設（例：選果場，集出荷施設，加工場等）を導入する場合に，補助率1/2以内で上限額20億円までを支援するもの。2つ目は産地で経営されている農業者等が更なる経営発展を目指す際に必要な機械や施設の導入する場合に，補助率3/10以内で上限額は農業者等の規模に応じて300～1,500万円まで支援するもの。なお，事業要件として，「人・農地プランの実質化」された地域であることがあり，「人・農地プランの実質化」とは，①対象となる産地（地域）の農地所有者にアンケートを実施，②後継者のいない農地を地図におととして見える化，③その地図を基に5～10年後誰に農地を預けるか地域で話し合い，④市町，JA，農業委員会等関係者とも共有し地域の在り方を決めていくこととなっている。

(2) 令和2年度の事業実施予定

今年度の事業としては，世羅町の梨の選果場整備を予定している。世羅町は大きな梨の産地（約100ha）だが，全国でも珍しい協業経営体（農業法人）2つで成り立っている。この度は，大豊農園（黒淵地区）にある選果場のラインを事業費152,633千円（うち国費69,378千円）で整備する。県内に限らず，関西等へも市場出荷されている他，直売や梨狩り等観光をメインにした販路も展開している。多くの人が管理しているため，誰が，いつ，どこで，どんな管理をしたか生産工程管理を行うためJGAPを取得している。法人の歴史は長く，

樹も定植から 48 年経過し樹勢が弱って生産力が落ちてきたため、改植や樹勢強化剪定を計画的に実施している。近年は少しずつ生産量が回復し、令和元年度は 974 t (大豊農園のみ)。今後順調に回復すれば、令和 4 年度に 1,018t となる見込み。その中で課題として、現在の選果ラインでは 68,000 玉/45 人・日 (7.5h) 処理が上限だが、現状でも日によって残業が必要である。近年は人手不足で、今後さらに人を集めることは困難だと思われる。収穫作業は 20 人/日。最初は選びながら収穫するため、スピードは遅いが、徐々に全収穫となると 2,000 玉前後/人・日 (7.5h) 収穫できる。この計算で収穫期 (約 40 日) に 1,000t を超えてくると、2.5 人程度収穫作業人員が足りず、適期に収穫できないため、品質が低下し、ロスがでる。そこで、これまで一部、人が選別していたものをセンサーカメラで内外部の品質をみながら素早く選果して 77,000 玉/42 人・日処理させ、作業員 3 人を収穫作業にまわして適期収穫を目指す。さらに選別制度も高まることで高品質なものを選別してワンランク上の単価で契約販売することを目指す。成果目標として、秀品率 46.6%→61.6%，契約取引の割合 3.8%→18.8%を掲げ、選果場を整備する。

質 疑

委 員 選果場の機械を導入して、選果をよりよく効率的にできることはわかったが、事業費 1.5 億円かけて投資し、その後減価償却して経営がまわるのか？

事務局 今回の機械導入に伴う事業費事業費 1.5 億円のうち、約 0.7 億円を補助金で賄い、残額を圧縮記帳して減価償却すればなんとか経営がまわる。補助金がないと経営は成り立たないというのが現状である。

委 員 販売対策として、6 次産業化等何か考えておられるか？

事務局 すでに観光をメインとした販路を確保されている中で、JAを通じて市場出荷しているものについて、今回の選果機導入により「高品質な商品」ができることをアピールしながら、各販売先と覚書を交わし、より単価の高い契約取引を増やそうと努力されている。

委 員 今回導入する選果機でより高度に選別しながら、どのほ場でいつ収穫したものがどんな品質だったか等データを取れば、今後ほ場毎にいつ頃収穫すれば選果計画等活用できるようになるのでは？

事務局 通常の選果場では、生産管理が多様多数の個人生産者が持ち寄るため出荷量に波が生じてしまう。この選果場の場合は 1 法人であり、ご指摘の通り、将来的にはデ

一タ管理して計画的な出荷を目指すことも可能であると考える。

委員 鳥取の大栄スイカでは、ベルトコンベアで糖度等測定しながら全自動で選別する大掛かりな設備投資を導入しても、ちゃんと投資額を回収している。梨でどこまでブランド化して単価が取れるもあるが、第1歩の取組を支援することはいいことだ。

委員 今回の選果機はカメラのみで選別か？

事務局 カメラと光センサーにより内外観と糖度を測定して選別する。

委員 例えば、園地台帳とリンクして、栽培管理の状況と収穫物の品質との因果関係を整理すれば、各ほ場でどんな管理をしながら、いつ頃収穫すればいいかなどの判断に活用できるのでは？

事務局 法人ではJGAPを取得しており、各ほ場毎の栽培管理も整理されているため、ご指摘通りのことに将来的には取り組んでほしいと考えている。ただ、今回の事業の目標年度が令和4年度と近いため、そこまでの取組を成果として求めることは難しい。また、園地ごとの栽培管理と併せて、気象データも加味して解析も必要である。

委員 今回導入する選果機は、いろんなデータと紐づけすれば、将来的にスマート農業に対応できるということで理解した。梨の収穫適期は短く、3人が収穫に回るだけでも効率が上がるのでいいことだ。

委員 スマート農業として、収穫も自動でできる機械はないのか？

事務局 それを将来見越して、幸水農園にてジョイント仕立て栽培を先行して導入し、それに対応した収穫機械の試験を農研機構が実施されている。現時点で大豊農園がジョイント栽培導入を決めてはおられないが、幸水農園での試験結果次第で、検討される見込みである。

3 令和元年度消費・安全対策交付金について

(1) 消費安全対策交付金の概要

消費者に安全な食料を安定的に届けるためには、生産から供給にいたる各段階において、地域の農林水産業や食品流通等の実態に応じたリスク管理や疾病予防に取り組む必要がある。

この交付金は、これらの取組に必要な経費に充当できる交付金であり、本県では本交付金を活用して、農畜水産物の安全性の向上や、伝染性疾病・作物の病害虫の発生予防・ま

ん延防止に取り組んでいる。

目的①の農畜水産物の安全性の向上については、農薬の適正使用等の総合的な推進、水産物の安全の確保に取り組んでいる。

目的②の伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延防止については、家畜衛生の推進、養殖衛生管理体制の整備、重要病害虫の特別防除等に取り組んでいる。

(2) 家畜衛生の推進について

畜産物の安全性を確保するために、生産段階から適切な衛生管理が必要という観点から、家畜衛生を推進するため、本交付金を利用して、疾病予防・早期発見、疾病発生時の体制整備・飼養管理等について調査、指導を実施している。

監視体制の整備では、96 か月齢以上の死亡牛等に対する BSE 検査を 141 頭実施し、すべて陰性。

危機管理体制の整備では、家畜の伝染病が発生した際の防疫演習として、各畜産事務所 3 か所及び畜産課で計 26 回実施。

家畜衛生対策による生産性向上の推進では、豚熱などの疾病が本県で発生した際に必要となる防疫資材を購入、備蓄。

畜産物の安全性の向上では、動物用医薬品の使用実態調査を 30 戸、薬剤耐性菌発現状況調査を 3 戸実施した。

家畜衛生の推進に係る関連機器の整備では、家畜伝染病の検査に必要となる機器の整備を、家畜保健衛生所 3 か所で実施。

なお、目標値の考え方は、家畜の伝染性疾病の検出率（摘発・発生）の低減率と検査件数の増加率を充実度として目標値設定しています。これについては消費・安全対策交付金の実施要領に基づき算出。

実績として、疾病発生件数は 85 件と見込みより減少、検査件数は 11,658 件と見込み並みであり、指標となる充実度（実績値）は計画時の目標を上回った。

事業費 25,922 千円のうち、交付金相当額は 12,958 千円。

(3) 農薬の適正使用等の総合的な推進、重要病害虫の特別防除等

消費者の残留農薬等への関心は非常に高いことから、食の安全・安心を確保する上で、農薬の販売者や使用者が、法令に基づき、適正な販売や使用を行うよう、行政機関として、

徹底していく必要がある。

このため、県では、研修会や講習会を開催し、啓発活動に努めるとともに、立入検査を行うなど、監視活動や指導を行っている。

昨年度の実績のうち、啓発活動について、農薬の販売者や使用者、JA等の指導的立場におられる方を対象とした危害防止講習会等の研修会を7回開催した。

この農薬危害防止講習会には、毎年500名程度（R1年度：478人）の参加をいただいているところ。

また、各地域や産地での栽培研修会などの機会を活用した啓発活動を、80回開催した。監視活動については、農薬の取扱量が比較的多い事業者の中から、農薬販売者ではホームセンターやJAの販売店など20店舗を、また、農薬使用者については集落型農業生産法人やゴルフ場などの中から10件を抽出し、立入検査を実施した。

こうした取組により、年間では県全体で延2,000名程度を対象に、農薬危害防止に向けた啓発を行っており、県としては、権限移譲している17市町分を除き、県自らが調査した6市町の対象のうち、不適切な販売や使用の発生割合が12.5%以下となるよう目標を設定したが、昨年度の結果は、17.5%と未達成となった。

目標値を下回った主な理由は、販売者の一般農薬帳簿の備付け期間（3年間）の不備や、廃止届や変更届の未提出であり、速やかに改善に向けた周知等を行った。

県では、このような結果を踏まえ、農薬の適正販売、安全使用の推進に向け、今後も継続して、法令遵守に向けた啓発指導に取り組んでいく。

「重要病害虫の特別防除等」の取組については、海外から我が国へ侵入した場合に、生産者にとって重大な被害が予想される病害虫への警戒と、万が一侵入した時に迅速な防除が実施できるよう、まん延防止を図ることを目的としたもの。

侵入が警戒されているミバエ類の調査は、チチュウカイミバエ、ミカンコミバエ、ウリミバエについて、4月から11月にかけて、年間56回の調査を行ったところ、現在のところ、発生は確認されていない。

また、令和元年度から新たに実施予定であったコドリングの調査については、委託先の生産者と調整がつかなかったため調査に至らなかった。なお、R2年度は実施できる見込み。

（4）水産物の安全の確保、養殖衛生管理体制の整備

水産物の安全の確保のため、県内で養殖、漁獲されているカキ、アサリ、ムラサキイガ

イについて、貝毒対策実施要領に基づいた検査を実施。

検査は、かき 6, アサリ 8, ムラサキイガイ 3 の計 27 定点を対象とし、麻痺性貝毒が臨時検査も含め 8 回、下痢性貝毒が 1 回、計 9 回実施。

検査方法は、マウス公定法で、実績回数は目標の 216 回に対し、175 回となっており、これは、近年、アサリの検体が確保できないことによるもの。

養殖衛生管理体制の整備については、県内においては海面でマダイ、ヒラメ、ノリ等のが、内水面においては、放流用のアユやマス類、また観賞魚であるニシキゴイが養殖されており、これらの養殖業者に対し、水産用医薬品の適正指導を実施。

指導を行った経営体数は、指導会議によるものが 23、巡回指導によるものが 44、その他によるものが 102。

質 疑

委 員 貝毒とは何か。

事務局 二枚貝が特定のプランクトン（主にアレキサンドリウム属）を体内に取り込み、毒化すること。（貝毒は）春先に発生することが多い。

委 員 全体の経営体数は 108 となっており、給餌経営体数 92 と内水面漁業協同組合数 19 の合計の方が多くなるが、これは両方にカウントされている業者がいるのか。

事務局 その通り。

委 員 令和 2 年度の実行計画で研修会や啓発活動など、人を集めてやるようなものがあると思うが、新型コロナウイルスの影響で、実施に支障や、回数が減るとかの影響はあるか？

事務局 農薬関係では、いまのところ影響はない。農家は、このような状況でも生産物は作り続けている。本日の午後市町担当者を集めた研修会を行う予定で、法令順守の取組はコロナに関係なく実施しないといけない。引き続き指導体制を整えて、適切な時期に巡回指導等を行っていく。

委 員 新型コロナの影響により飲食店が動いていない状況で畜産や水産が厳しい状況だと思う。この内容（交付金）とは異なると思うが何かしらの対策は？

事務局 新型コロナウイルスの影響により、外食の需要、インバウンド需要が低迷している。その関係で、特に和牛肉等の高級の販売が苦戦しており在庫が増えている。

そのことを受け、学校給食（小中学校）に和牛肉を提供し、在庫解消及び消費拡

大の取り組みを行っている。

畜産物に限らず、すべての農林畜水産物について、局として、ECサイト（ネット販路拡大）事業に参画し、消費拡大に取り組んでいる。

委員 持続化給付金について、農林水産業も対象になるが、積極的に活用しているのか？
また、農林水産省独自の対策も検討されているようだ。

事務局 持続化給付金は農林漁業者全員が対象になる。農林水産省独自のものは、一定の要件を満たせば対象となる補助金として、現在国会審議中である。補助金も要望される方もいると思う。

委員 補助金の要望はかなり出てくると思うが、農林漁業者が持続化給付金を申請されているのか気になる。

事務局 申請事務が県を通らないので、どれくらい申請されているかはわからないが、県は生産者へのPRを行っている。

4 産地生産基盤パワーアップ事業について

(1) 産地生産基盤パワーアップ事業の概要

国のTPPの関連対策として、昨年12月に令和元年度の補正予算事業により制度化された事業である。事業の趣旨は地域の営農戦略として定めた「産地パワーアップ計画」に基づき、意欲のある農業者等が高収益な作物・栽培体系への転換を図るための取組を推進することになっている。具体的には生産出荷コストを10%以上低減すること、もしくは販売額を10%以上向上することが必要である。このような目標を掲げた産地を支援することになっている。具体的な支援内容としては機械、機器、施設のリースによる導入施設の整備、果樹の改植、パイプハウス等の資材の購入といった様々メニューがあり、補助率は1/2以内となっている。平成27年度から事業に取り組んできたが、広島県が取り組む事業は全て基金事業となっており、基金の管理団体が国費を一括管理して都道府県の申請に応じて配分するしくみとなっている。取組主体である生産者やJAが作成した取組主体事業計画を地域農業再生協議会が産地パワーアップ計画としてとりまとめて、この計画を事業主体である広島県が県の実施方針に基づいて承認することで事業実施をしている。

これまでは産地パワーアップ事業であったが今年度から産地生産基盤パワーアップ事業に名前が変わっている。この関係もあり、これまで基金事業により整備事業を実施してきたが、今年度から従来の補助金事業により整備事業を実施するよう、事業制度が変わって

いる。

(2) 令和2年度の事業実施予定

今年度の整備事業としては、安芸高田市のレタスの集出荷予冷施設の建設を予定している。安芸高田市の高宮町の羽佐竹は、戦後に開発され、経年変化により遊休化していた牧草地であるが、国の基盤整備事業により低コストに再整備を行って、県内外から経営力の高い担い手を誘致して、飛躍的に農業生産額を高めてこの取組を周辺に波及させることによって、持続的に地域の活性化につなげていこうとするもので、県がアクションプログラムを進めている大規模団地構想を推進している。この羽佐竹地区においては、これまで約35haの基盤整備を完成させており、キャベツやレタス、白ネギといった露地野菜の大規模栽培が部分的に始まっている。今回、最後に整備する工区に株式会社モスファームすずなりという法人が参入してレタスの大規模栽培を開始する計画となっている。

株式会社モスファームすずなりは、平成26年4月1日にモスフードサービスと静岡県農業法人すずなりが共同出資して設立された。資本金は、1億5千万円で本社は静岡県磐田市にある。主要な生産作物としては、レタスそれからリーフレタス、ロメインレタス、枝豆といったものがある。この法人は、静岡県で台風で痛手を被ったということもあり、災害のリスクを回避したり、年間を通じたレタスの生産を目指して、平成29年10月ごろから広島県での事業展開を検討してきた。今回、参入する羽佐竹の農業団地に集出荷予冷施設を建設して、レタス、リーフレタス、ロメインレタスの生産を令和3年度の春から出荷を開始する予定となっている。この集出荷予冷施設の中には真空装置や冷蔵庫を整備するので、高品質なレタスの安定供給が可能となる。これによって外食、中食業者向けの契約取引を行い、販売額の10%以上増加を目指していきたいと考えている。このモスファームすずなりはレタスで羽佐竹に参入するが、もともとは広島県でレモンに取り組みたいという話があった。なかなか一足飛びに島しょ部へレモン団地を探すことが難しかったため、まずは広島県へ拠点を設け、今後は島しょ部へ農地を集積し、レモンの大規模団地へつなげていくよう支援したい。

質 疑

委 員 もう既に露地でレタス栽培は始まっているのか

事務局 他の法人が地域内で一部栽培を始めている。

委員 他の法人が既に始めていて、そこにすずなりが入ってレタス栽培を始めていくのか。

事務局 そうである。今からすずなりが本格的に参入することによって、かなり大規模に取扱うことが見込まれるので、一時的に保管する施設を整備するものである。

委員 耕作放棄地に入って今から作るということか。

事務局 そのとおりである。耕作放棄地のほ場整備があと少しで完成するので、完成までに集出荷施設を整備し、参入後、完成した施設を利用して出荷を始める。

事務局 今年度末に作付け、それまでに土づくりなどの準備をする計画だとしている。

委員 主な市場はどこになるのか。全国を対象に行うのか？

事務局 基本は県内のモスバーガー等が中心になる。西日本の拠点になるので、広島を中心として中国地方がターゲットとなる。

委員 静岡の災害と言われていたので、補完するという意味で、エリアが広いのかと思ったがそこまではいかないのか。

事務局 最初からと言うことにはならない。ある程度、出荷量が増えてくれば、複数の農場で全国をまかなう形になってくる。まだ広島自体が市場の割に生産量が無いので、そこがターゲットになってくる。

委員 広島県はキャベツをよく消費するが、キャベツでこういう取組はないのか。

事務局 同じ地区内にキャベツを生産する法人もあるし、県内でも5ヵ所位に大規模団地を造成して、生産している。

委員 そこもかなりの予算を投入しているのか？

事務局 戦後に開拓されてもともと大根などの生産がされていた農地なので、整備といっても区画整理とかではなく、簡単な土壌改良や老朽化したパイプラインの修繕といったもので、従来のものに比べるとかなり安価に整備している。

そういった技術的な工夫をしながら、将来的にはドローンや自動草刈り機などスマート農業に適応できるような基盤整備も視点に入れながら整備を進めている。

委員 キャベツなどの自給率はかなり上がってきているのか。

事務局 最初よりは上がってきているが、思ったようには上がっていない。担い手の数が根本的に少ないこともあって、一気に増やす訳にはいかなし、これくらいのペースで増えていけばと思う。どこかの段階で急に増えることもあるので、引き続き、取組を進めていきたい。

委員 キャベツは収穫とか出荷とか大変で、自動で刈り取る機械なども導入されている。

委員 これだけ消費するのにもったいない。オタフクさんと上手に組めば、もっとうまくいくのではないか。

事務局 ベジタや県外から参入してきたイオンアグリ創造、世羅の中電工ワールドファーム等を中心に栽培している。気候条件や農地の確保が難しかったりして、なかなか最初の見込みどおりには生産量が増えていないが、着実に生産構造の転換には繋がっている。

事務局 県内で需要の高い品目を10年前にチャレンジプランに位置付け、そういった作物を特に重点品目とした。キャベツも重点品目として、県内全域で生産量が伸びているということと言える。

委員 モスファームすずなりは、他県も含めて参入場所を検討されたと思うが、安芸高田市に参入する決め手となったものは何か。

事務局 中四国で最大の都市ということで、初めから興味を持っていただいた。キャベツの時にもあったが、南部の温暖なところから北部の冷涼なところまで気候差を利用して、周年供給につながってくるので、レタスも中北部で春と秋と年に2回獲れるといったこと、あと広島県が薦めている大規模団地構想に共感してもらったこと、将来的にはレモンにつなげて行きたいということで選ばれた。

委員 レモンは島でやるのか。人とか大丈夫か？

事務局 そこが一番課題である。最初はレモンでの参入も検討されていたが、レモンは未収益期間もあり、まずは県内に拠点を作り、時期によって人を派遣するなどしないと、難しいということがあったと聞いている。

事務局 我々はこういった形で核となる担い手が産地を担うことを目標に描いているが、農地の集積、ハード面を整備することから、今後どのように担い手に来ていただくか、育てていくか、さらに会社を作った後どのように経営発展していくか、いろんな階層の支援をしていくことが求められているので、こういう経営経験のあるところに来ていただけるのは非常にありがたい。それに次ぐような地元の農家が参入法人と連携したり、新たに法人化したり人を雇うなどいろんな人が出てくる。そこをソフト事業により支援し、経営力の高い経営体をより多く作っていくかたち、今回の事業もこういったところを目指す一つの大きなツールとして活用したい。

委員 去年、倉橋の農家さんも応募するかもしれないと言われていたが、事業には応募

がかなりあるのか。

事務局 要望は毎年とっている。最終的に、要望があったのは資料4-1の裏面のとおり。

倉橋の件は、今年度要望が上がらなかったのも、令和3年度以降にあげるよう調整されていると聞いている。

委員 ちょっとハードルが高いのか。

事務局 従来の産地パワーアップ計画であると、一度計画をたてると2期計画を立てる時は、前回立てた目標の80%に達していないと取り組めないということがあったが、今回は新しい事業になったので、リセットされてまた新しく要望が出てくるのではないかと考えている。

その他の意見交換

委員 特に中山間地域は高齢化対策や担い手対策が喫緊の課題と考えるが、県としてはどのように考えているか。

事務局 今、県の計画であるチャレンジビジョンとか農林水産局のアクションプログラムを見直している最中である。その中では、20年後、30年後を見据えて、目指す姿を達成するためにどのような担い手対策等を行えばどこまで目指す姿に近づけることができるのかを議論している。国も試算をしているが、30年経過すると人が何割減るといっても、地域によっては10分の1とかになるという試算もあるので、その場合に農業がどこまで維持していけるのか、拡大なのか、あるいは縮小の幅を小さくするのかなどシミュレーションをしながらプランづくりを行っている。そういう中でも、基本は若い担い手を確保する、そして、若い担い手が今まで以上に規模拡大するスピードを速めるための支援をする、そういったことを県がしっかり支援していけないと、将来の中山間地域の農業は守っていけないのではないかと考えている。

委員 世界的な食糧危機になった際、食糧が海外から入ってこなくなった時のことを考えて、喫緊に自給率をあげないとまずいと思うが、国でも議論が行われているのか。

事務局 自給率を上げるのは以前からの目標である。今は新型コロナウイルス感染症の影響で一部の国では輸出を制限している。将来的には食糧が不足するという大きい視点も大事である。そういう視点も踏まえながら、広島県の農業をどこまで持って行くのかということは、しっかり議論しながらやっていきたい。

委員 農業において、障害者雇用を状況はいかがか。

事務局 担い手不足やアルバイトを含めた労働者不足は徐々に深刻になってきている。今までは地域の主婦のかたや一線を退かれたかたに働きに来ていただいていたが、そういう人も減ってきている。そうすると少し遠くの地域から働きに来てもらうとか、農福連携で障害者のかたに来てもらうとか、外国人材を活用するなど、色々な方面で人材を確保しようという動きが以前より増している。

委員 小規模作業所で農業をやっているところもあるが、そういうところと連携ができないだろうか。

委員 私の会社のお客様に、そのようなことを行うために、新しく会社を作って取り組み始めたところがある。企業は障害者が働く場所を確保し、農業も活性化するというWINWINの取組が行われている。ただ、問題が出てくるのではないかと心配している。志高く取り組まれるかたばかりであれば良いが、とりあえず障害者を安く雇用できたらいいやということで取り組まれるかたが出てくるのではないかと心配しているので、そうならないように様子を見ている。福祉的面と企業は利益を出さなければならないという面とがあるので、トラブルにならないように支援していきたいと考えている。

委員 今はコロナの状況下で、全国的に失業者も増えているので、うまくPRすれば就農する人も増えるのではないかと思うがいかがか。

事務局 国が失業者対策で色々な支援を打ち出してきているが、新規就農者はまだまだ不足しているので、県も広島農業の魅力を全国に発信していき、そういうかたがたに広島で就農してもらいたいと考えている。

委員 農業のかたも同じだと思うが、中小企業のかたは、この状況下で求人しても人は来ないだろうと考えており、動きが鈍いので、今が動くときであると働きかける必要があると考えている。

委員 コロナの影響で外国人労働者が入国できないので、農業においても労働力が不足しているのではないか。

事務局 我々もそう考え、ヒヤリングを実施したが、困っている経営体は少ない状況であった。事例としては、旅館で働くかたを農業で臨時的に雇用している取組はある。ただ、慢性的に労働力不足である経営体があるので、そういう経営体と失業者をマッチングする支援ができればと考えている。

委員 今はこの状況下で動けないがマッチングは必要である。

事務局 今はまだ、新型コロナウイルス感染症の影響で人を集めての就農フェアなどは開催できないが、終息しだい再スタートをきりたいと考えている。